

平成 30 年 12 月 12 日付課法 2-28 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

法人税基本通達関係

平成 30 年度税制改正により、恒久的施設（Permanent Establishment。以下「PE」といいます。）の定義について、以下の見直しが行われました。

1 PE 認定の人為的回避防止措置の導入

(1) PE とされる代理人（以下「代理人 PE」といいます。）について、次の見直しが行われました。

イ 代理人 PE とは、国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者をいうこととされました。

ロ 代理人 PE の範囲に含まれないこととされる独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者が除外されました。

(2) 保管、展示、引渡しその他の特定の活動（以下「特定の活動」といいます。）を行うことのみを目的として保有する場所等は、その特定の活動が外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、PE に含まれないこととされました（一定の場合を除きます。）。

(3) PE とされる長期建設工事現場等（以下「建設 PE」といいます。）の期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を 1 年以下とすることにより建設 PE を構成しないこととすることがその契約の分割の主たる目的の一つであったと認められる場合には、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、分割された期間を合計して判定を行うこととされました。

2 租税条約上の PE の定義と異なる場合の調整規定の整備等

(1) 我が国が締結した租税条約において国内法上の PE と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、その租税条約上の PE を国内法上の PE とすることとされました。

(2) PE とされる支店等（以下「支店 PE」といいます。）の範囲について、国内にある支店等、天然資源を採取する場所その他事業を行う一定の場所に見直すこととされました。

(3) 建設 PE の範囲について、国内にある長期建設工事等を行う場所等に限定することとされました。

(4) 代理人 PE について、その範囲から在庫保有代理人及び注文取得代理人を除外するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止することとされました。

3 施行時期

外国法人の平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

○ その他事業を行う一定の場所（基通 20-1-1 改正）

支店 PE の範囲に含まれる「その他事業を行う一定の場所」について、例えば、倉庫、サーバー等が、これに含まれる旨を明らかにしています。

○ 準備的な性格のものの意義（基通 20-1-2 新設）

支店 PE の範囲について、事業を行う一定の場所における特定の活動が、外国法人の事業の遂行にとって準備的（又は補助的）な性格のものである場合には、当該場所は、一定の場合を除き、これに含まれないこととされています。

本通達では、この準備的な性格のものについて、外国法人としての活動の本質的かつ重要な部分を構成する活動の遂行を予定し当該活動に先行して行われる活動をいうことを留意的に明らかにしています。

なお、「先行して行われる活動」に該当するかどうかの判定は、その活動期間の長短によらないことを併せて明らかにしています。

○ 補助的な性格のものの意義（基通 20-1-3 新設）

支店 PE の範囲について、事業を行う一定の場所における特定の活動が、外国法人の事業の遂行にとって（準備的又は）補助的な性格のものである場合には、当該場所は、一定の場合を除き、これに含まれないこととされています。

本通達では、この補助的な性格のものについて、外国法人としての活動の本質的かつ重要な部分を構成しない活動で、その本質的かつ重要な部分を支援するために行われるものをいうことを明らかにしています。

また、補助的な性格の活動に該当しないものを例示し、これを明らかにしています。

○ 契約の締結のために主要な役割を果たす者の意義（基通 20-1-6 新設）

代理人 PE について、国内において外国法人に代わって、その事業に関し、一定の契約の締結のために反復して「主要な役割を果たす者」とは、その一定の契約が締結されるという結果をもたらす役割を果たす者をいい、例えば、外国法人の商品について販売契約を成立させるために営業活動を行う者がこれに該当することを明らかにしています。